

インフルエンザに関するサーベイランス

東京都では、「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン(平成30年8月)」等に基づき、新型インフルエンザ発生前期(平常時)としてインフルエンザ(季節性)に関するサーベイランスを以下のとおり実施します。

平常時から各種サーベイランスを実施し、情報の解析、集積を行うことにより、新たな新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模や病原性等を判断する材料とします。

○ 年間を通じて実施するサーベイランス

1 インフルエンザサーベイランス(患者発生サーベイランス)

都内インフルエンザ定点医療機関(小児科及び内科患者定点を合わせた419医療機関:平成30年4月1日現在)からインフルエンザ患者数の報告を受け、都内におけるインフルエンザの流行動向を把握する。

2 インフルエンザウイルスサーベイランス(病原体サーベイランス)

都内インフルエンザ病原体定点医療機関(小児科及び内科病原体定点を合わせた41医療機関:平成30年4月1日現在)において検体を採取し、型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性遺伝子の有無等を調べ、ウイルスの性状を把握する。

3 インフルエンザ入院サーベイランス

都内基幹定点医療機関(25医療機関:平成30年4月1日現在)からインフルエンザによる入院患者数及び臨床情報の報告を受け、インフルエンザによる入院患者の発生動向や重症化の傾向を把握する(平成23年9月5日から通年実施)。

- ※ 疑似症単独定点活用入院サーベイランス(都単独)
基幹定点医療機関からの報告による入院サーベイランスの開始に伴い休止とした。
- ※ インフルエンザ重症サーベイランス(国通知)
平成23年9月4日をもって廃止された。

4 インフルエンザ様疾患による集団発生報告(①学校等臨時休業報告、②社会福祉施設等集団発生報告)(2018-2019年シーズン)

- ① 保育所及び学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業の実施状況を把握する。
- ② 平成17年2月22日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、社会福祉施設等インフルエンザ様疾患の集団発生の状況を把握する。

○ 期間を限定して実施するサーベイランス

5 クラスターサーベイランス(集団発生時のウイルス検査)

上記4に基づき報告を受けた保健所は、集団内の一部の患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスの型を検索する。このウイルス検査は、原則流行が確認された段階(都内の定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超える)まで実施する。